

第16回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月26日（木）13:00～13:59
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用第1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、林いづみ、吉田晴乃
 - （専門委員）藤田毅、三森かおり、渡邊美衡
 - （政府）前川内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
佐脇規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：大澤経営局長
農林水産省：日向経営局協同組織課長
農林水産省：中尾経営局協同組織課経営・組織対策室長
農林水産省：河村経営局金融調整課長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
4. 議題：
 - （開会）
農協改革に関する進捗状況について
（農林水産省からのヒアリング）
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 佐脇参事官 それでは、定刻でございますので、第16回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。
本日は大田議長、金丸議長代理が出席です。齋藤専門委員、本間専門委員は所用により御欠席です。林委員、吉田委員は、おくれて到着されると聞いております。
それでは、ここからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。
 - 飯田座長 ありがとうございます。
それでは、本日の議題に入らせていただきます。
議題は「農協改革の進捗状況について」です。
昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画に記載されておりますとおり、政府は農協改革集中推進期間にあるJAグループの自己改革の進捗状況をフォローアップすることとされております。本日、担当省庁である農林水産省から御説明いただきます。

15分程度でお願いいたします。

○大澤経営局長 農林水産省経営局長でございます。

資料としては1種類用意させていただいております。タイトルは「農協改革について」という何枚かの資料でございます。資料のたてつけといたしましては、左側に平成26年6月に改訂されました農林水産業・地域の活力創造プランの関係部分を全文載せさせていただいております。

右側にそれぞれの項目についての、ちょっと重複するところもありますけれども、現状について記載させていただいたところでございます。

早速、説明をさせていただきます。

まず、「1 単位農協のあり方」ということでございまして、単位農協については農産物の有利販売、生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行うということで、例えば買取販売、数値目標等を決めるということでございます。

これにつきましては、後でお話をいたします一昨年にまとめ、御議論をいただきました、全農の改革とも密接に関係するところがございますので、個別の買取販売等々については、またそのところでも触れさせていただきますが、ここでは私たちが農業者を対象にして自己改革の取組状況について2年間分調査を行っております。今年も6月くらいに3回目を公表する予定でございますが、その数字を御紹介して状況に代えさせていただきたいと思っております。

まず、2年間実施したものを昨年7月に公表いたしまして、販売事業の見直しについて、幾つかの項目の中で「具体的取組を開始した」と回答した方が、総合農協の方は68%から29年度は87.7%、農業者というのは、具体的には認定農業者を中心に選んでおりますけれども、その方の属している農協がどうだということでもあります。これは25.6%から32.2%に上がっているということでございます。生産資材の購買についても同様の傾向になってございます。それぞれの2年を比べてみますと、取組を具体的に開始したというものが増えておりますけれども、農協の回答と農業者の回答では一定の差があるということをおもっております。販売事業も同様でございます。

これにつきましては、私ども全て農協と農業者の回答が同じパーセントになるというのは現実的ではないと思っております。例えば個々の農業者にとっては、自分には何もメリットがなかったというのはなかなか高い評価を与えないということもあろうかと思っておりますが、それにしても一定の差はあるということをおもっております。これにつきましては公表するとともに、公表ということが農協に対する自己改革を促すことになるとおもっております。公表させていただいております。関係者も、これはむしろもう少しこの差を埋めなければいけないという形で、理解していただいているというふうに私らは承知しております。

2ページ目をご覧ください。農林中金・信連・全共連の協力を得て、金融事業の負担やリスクを極力軽くするというような項目でございます。小項目としては最初のポツにあり

ますように、既にJAバンク法に規定されている方式、これは支店ないし代理店を置いて、農林中金ないし信連が手数料等を払う方式の活用を積極的に進めるということで、その判断に資するよう手数料等の水準を早急に示すということとされております。また、共済事業につきましても事務負担を軽くする改善策を示すことになっております。

まず信用事業については、これは農林中金・信連は本年3月末までに代理店方式の説明と、各地域ごとの地域手数料水準の提示を全都道府県域で実施をしたところでございます。他方、実績としてこの方式を活用したものは、現在まで3農協になっているというところでございます。全共連につきましては、共済事業につきましては事務・電算システムの見直しによる事務負担策を平成26年7月に公表した上で、これを実行に移していると承知しております。

次の○ですが、単位農協の理事について過半が認定農業者ないし販売・経営のプロということが定められております。女性・青年役員を積極的に登用すると定められております。それぞれの措置につきましては改正農協法で既に措置されてございますが、実績につきましては、役員の改選期を早めるという法律にはなっておりませんので、順次役員の改選期に合わせて対応するというところで、現在まで660農協中529農協、全体の農協の8割が改正法に基づく理事の改選を行ったというところでございます。

女性の登用状況は理事等に占める女性の割合が8.5%ということで、徐々に上昇しているというところでございます。青年は一応45歳以下で切っておりますが、これは1.6%にとどまっております。

(2)でございますが、優良事例を横展開する。これはもちろん全中等もやっておりますけれども、国としても成果、優良事例を収集しまして、これまでに2回公表しております。最近時は昨年7月ですが、これまで特に34事例、販売事業、直販を米事業で導入するとか、資材のコスト低減に取り組む、あるいは新しい売り先を開拓するなどの優良事例を公表しております。これは今年もやるつもりです。

それから、各農協の指導監督権限は都道府県にあるわけですが、国としても指導監督という形ではなくて、ここには書いていないのですが、最近金融庁も地域融資を増やす等々の目的から、対話という手法で相手の気付きを促すという手法をとっております。これにつきましても、我々、国として、試行的に対話の手法を導入しようということで、幾つかの農協で試行をしているところです。

どういうことをやっているかといいますと、各農協は自己改革の目標をつくっておりますけれども、それが我々が想定するような、例えば販売事業、生産資材という全部の項目にわたっているのかそうでないのか、そうでないとすればそこに見落としがあったのか農協の事情によるものなのか、こういうものをまず対話をしましょうと。それから、目標については農協の組合員にどれくらい意見を聞いたのか、どういう手法で聞いたのか、こういうもの。それによって効果がどういうふうに出たのか、それが地域全体への効果と農協への効果で分かれると思っておりますけれども、そこがどうなのか。それについて、そういうこ

とを数字で確認しながら、問題点があるかどうかというのを気付いてもらうような対話をしているということでございます。この優良事例と対話というものが国が主にやっているところでございます。それに応じて、積極的な経済活動を行っているかどうかという検証は、今のところ先ほどお話ししたこのアンケート調査ですが、対話というのも順次本格化していったら、農協改革集中推進期間までに本格化した上で実行していきたいと考えてございます。

3 ページ目をご覧ください。連合会・中央会は、単協の自由な経営を制約しないよう十分に留意する。これは、改正農協法第10条の2で利用強制の禁止という形で具体化されていると考えておりますが、これは連合会の話が書いてありますけれども、各農協に関する相談窓口もつくっておりますので、ここに書かせていただいております。農林水産省としても相談窓口を設置しております。公正取引委員会としても情報提供窓口を設置しております。それから、農水省と公取委が独禁法の遵守に向けた合同説明会を開催し、その同じ場で相談も受け付けていると、こういうこともやっているところでございます。

左側に移っていただきまして、信用事業につきましては、健全性の確保という観点からJAバンク法に基づく的確な指導、これはもう既に法律上位置づけられていることですので、法律上位置づけられた業務として農林中金はやっておりますし、農林水産省も毎年その状況についてヒアリングを行っているところでございます。

(3) でございます。これは事業のニーズに応じて、子会社の活用など適切な組織形態をつくるということ。特にその地域のインフラとしての機能を、農協法のもとの員外利用規制もありますので、そういうことに留意しながら進めていくという項目でございます。

1 番目の○は、必要な場合にはJAの組織分割、組織の一部の株式会社、生活協同組合等への転換、これにつきましても、法律ではできるようにするというところでございます。あくまで実際の判断は農協の判断でございますけれども、法律でまずそういうことを可能にする措置をした上で、実績としては現在10の専門農協、1の専門農協連合会が株式会社化しております。2の専門農協と1の専門農協連合会が一般社団法人に組織変更をしております。ただし、これは専門農協でございますので、総合農協の組織分割の実績はないところでございます。

准組合員の問題についてでございますが、これはルールを導入する方向で検討するというところですが、これは法律上、検討の時期も定められておりますので、今までは我々としては准組合員の事業利用の状態について、どういう手法で調査をすべきかというものについて、まず委託事業を利用してやっておりまして、去年マニュアルというものをつくりました。括弧の中に書いてあるような、どういうシステムによって把握してするのが妥当かというものをいろいろ議論した上で決まりました。これに基づきまして本年1月より調査を開始しているところでございます。

4 ページ目でございます。「2 連合会・中央会のあり方」というところでございますが、まず全農でございます。連合会・中央会については中央レベルでございますので、国とし

ては定期的なヒアリングを実施して、進捗状況の管理を行っているところでございます。全農・経済連につきましては、いろいろ書いてございますけれども、右側にありますとおり、ここでも御議論いただいた上で、平成29年3月に年次計画を全農が公表した上で、本年3月に1年間の進捗状況を公表したところでございます。詳しくは述べませんが、どういう状況だったかといいますと、全農としては主に例えば肥料については高度化成肥料について入札方式を導入し、また、銘柄を400銘柄から17銘柄に絞り込み入札をやった上で、価格を1割から3割引き下げを実現したこととか、販売事業については計画的に買取事業なり直接販売の事業を増やしていくという目標を立てておりますけれども、今年も目標についてはほぼ達成する見込みであると、こういうことを公表した段階でございます。

例えば販売事業については、目標年次36年度となっているところもありますので、1年間の目標を達成したということは事実だと思いますけれども、まだ始まったばかりだと認識しております。肥料についても、重要ではありますが、肥料の中の一部についての入札の導入でございますので、生産者全体に価格が下がって行って、農家のためになるようなシステムが導入されるかどうかの評価のポイントだと思いますので、まだ評価には少し早いのではないかと思いますけれども、1年目としてはそういう形での公表がされたということでございます。

それから、左側の3番目のポツでございしますが、投資活動を含む農業・食品産業の発展に資するような戦略的な対応を経済界とも連携しながらやっていくべきだということを書いてございます。これに基づいて、年次計画の中でも幾つか書かれておりますけれども、実際にも、例えば米の卸であります「木徳神糧株式会社」との事業提携、出資が発表されたり、「あきんどスシロー」との提携なり、あるいは「片倉コープアグリ」等々の生産資材の会社への戦略的な対応、こういうことが始まっているところでございます。

農林中金・信連・全共連につきましては、これはまず手数料等の水準を早急に示すということがもう一回書かれておりますけれども、先ほど御説明したとおりの状況でございます。

資金を農業・食料産業の発展に資するように対応していくということにつきまして、幾つか資料、数字を載せさせていただいておりますけれども、農業融資、これは農林中金・信連・農協とも増加傾向にあると表に書いてあるとおりでございます。貸付金の残高としても増えてきているということでございます。それから、農林中金・全共連ともども、それぞれいろいろな基金をつくりまして、出融資等を行う枠組みをつくった。実績はまだまだでございますけれども、そういう枠組みを設定しております。

厚生連につきましては、的確な医療サービスを行うということと、必要な場合には地方公共団体から適切な支援を受けるということでございます。右側の数字で幾つかありますような、地方公共団体からの補助金等の状況になっているところでございます。

中央会については、ここに書いてあるような役割、一番下の行にありますような優良事例の横展開、農業者・単位農協の意思の集約、連携・調整等々やる組織として補完的な機

能を果たすということだと思いますが、これについては改正農協法で措置されてございまして、実際が変わってくるのは平成31年度からになります。既に全中は監査機構を外出して公認会計士法に基づく「みのり監査法人」を平成29年6月に設立をしているところでございますし、その際に円滑な移行を図るための農林水産省、金融庁、公認会計士協会、全中によるさまざまな協議も行っているところでございます。

6ページでございます。すみません、ちょっと時間が長くなって恐縮ですが、全農・経済連は株式会社、いろいろな組織のあり方見直し関係であります。これは可能とする規定につきましては、改正農協法で措置をされておりますが、現状としてはそれを使っている実績はないところでございます。それから、一番下の○の中央会制度の自律的な新しい制度に移行するということについては、制度はできておりますが、実際に移行するのは平成31年からということになっております。

最後に7ページでございますが、「3 行政による農協の取扱い」。最初の○で、行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱うということで、平成15年に既に補助金の交付については周知を徹底させておりますし、実際にもそのように運用されておりますが、昨年この場でも御議論いただいたように、畜産経営安定法の改正によりまして、指定生乳生産者団体を經由しないで加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付する仕組みをつくりまして、施行しているところでございます。

説明は以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

なお、順番に指していきますので、プレートを立てておいていただければ順番に指名いたします。

どなたかございませんでしょうか。では、大田議長。

○大田議長 いろいろ取り組んでいただいてありがとうございます。

3つ質問があります。1つは、2ページの信用事業のところで、農中及び信連は本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全都道府県で実施されたということですが、この反応はどうだったのでしょうか。目的である金融事業の負担を減らす方向に行くような反応だったのかどうか。これが1つ目です。

2つ目はそれに関連して、今マイナス金利で地銀の経営も厳しくなっている。そういう中で農業に関しては3層構造で、農中があって、信連があって、単位農協がある。この3層構造の中でどういうメカニズムで単位農協に口座をつくり、預金を預かるメリットがいくようなことになっているのか、お教えいただければと思います。

3点目は、准組合員の調査を開始されたということですが、この結果はいつ出るのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○大澤経営局長 代理店水準を示した反応、これは一義的には農林中金がビビットに反応を受け取っているとは思いますが、私たちもいろいろと聞いていた中では、この代理店水準の反応は先ほど資料にも書きましたように、2番目の質問にも関係しますが、マイナス金利の中でこれからの信用事業、特に農林中金がある意味で余剰金を吸い上げて、余剰金という言い方は適当ではないかもしれませんが、お金を集めて、それを運用して、それをお返しするというモデルが、なかなか将来マイナス金利の中で難しいというのとセットで説明をしておりますので、特にそちらのほうの説明が非常に普及して、これは将来考えなければいけないということが非常に広まっている、このように農林中金は説明をしております。ただ、それがすぐに代理店水準に、代理店の事業のほうに行こうかということには必ずしもそこまでに至ってなくて、どうしようかととどまっているのが多いと聞いております。

なお、我々としても代理店にしようということについては幾つかぐらいのレベルではあると聞いておりますけれども、そこにはいろいろな議論がありますので、実際に代理店まで考えているのは、具体的行動まで行っているのは、今のところ幾つかぐらいのレベルだと思います。

それから、マイナス金利の中では、先ほどもお話ししましたが、今までの農協というのは、現に信用事業が利益を出していたことは間違いありません。各農協もそれがなくなると大変だということは非常に強く思っておりますけれども、それがマイナス金利の中でなかなかうまくいなくなってきたということが今、問題になっています。ですから、今までどういう形で農家の人が農協に口座を集める構造になっていたかということ、なかなか正面を向く答えにならないかもしれませんが、身近にあったということだったのではないかと思います。その意識がどうかというのは、まだちょっとお答えできませんけれども、農協の側としては、農林中金を集めて運用していくことによって利益を得ていたという過去の体験があって、それが揺らいできているのでどうしようかという段階ではないかと考えてございます。

○日向協同組織課長 協同組織課長の日向でございます。

准組合員につきましては、結論から申し上げますと1回目の調査の取りまとめは31年5月ごろになります。約650の総合農協があるわけですが、事業年度というのは各農協によってありまして、1月から12月までというところとか、2月開始、3月開始、4月開始、それで3月まで。少数ですが、3組合だけは7月開始というのもございます。そういうのが一巡するのが今年の1月からスタートしているのですけれども、多くの9、9%の農協の1回目の調査が終わるのが31年の5月ということでございますので、そのころ取りまとめられるのではないかと見込んでおります。

○大田議長 2つ目の質問について、単位農協が預金を集めればメリットとして奨励金的なものが出るわけですか。

○大澤経営局長 自分でまず融資をしたり、運用したりするというのではありません、そう

でない部分は信連なり農林中金にお金を預けるという、そのリターン、預けて運用して利益を得たものが返ってくるわけですけれども、それを名前として奨励金という言い方にしております。ですから実際は運用益です。

○大田議長 そうですね。みずから融資するのではなくて、系統に上げていく比率はどれくらいですか。おおまかな数字でいいのですが。

○河村金融調整課長 農協から直接農中に行く場合と、信連を経由している場合で率が違うのですけれども、半分から3分の2くらいだと思っていただければと思います。

○大田議長 私がわからないのは、利ざやが非常に厳しくなっていて、なおかつ運用もかなり厳しくなっている中で、どうして3層を維持して奨励金まで行くのだろうか。そのメカニズムが経営上どうなっているのかがわからないのです。

○河村金融調整課長 金融調整課長でございます。

今、我が国の状況を見ると、なかなか稼ぐということが難しいということがありますので、農林中金にお金を集めて、海外を中心に運用しているという実態でございます。農協がそれぞれちょっとのお金で海外で運用するというよりは、農林中金に集めて海外で運用して利益を稼いで還元していくという形が、今は適切だという御判断でやってらっしゃると承知してございます。

○大田議長 海外の運用ビジネスもそれほど簡単ではないですが、そういうデータというのはどこで得られるのですか。農中にデータがあるわけですね。

○河村金融調整課長 そうです。農林中央金庫で公表されていますので、後で資料をお示しすることもできると思います。

○大澤経営局長 タイムスパンの問題があると思うのです。現在は例えば5年もので運用しているとしますと、まだまだ過去のもので利益を上げている面があるのですが、ここ数年で急速にそれが減っていくという問題意識を農林中金は持っていて、それを農林中金が各信連・農協に伝えていて、それで問題意識が急速に上がっていると、こういう状況だと思えます。

○飯田座長 では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 全農にいがたの関係で対応を聞いていまして、例えば評価できるかなというのがトラクターの購入。機種を絞りまして多数のトラクターを購入して安く提供するという面で動いてきたかなと感じたのが一つですけれども、肥料、農薬に関して非常にテンポが遅いと思いますし、はっきり言えば今やっていることは前からできた話しかしていないと思います。それを今ただやっているだけで、抜本的な改革の意図が見えません。抜本的改革についてどういう提案ができていのかが見えないのは、このまま、それも1割から3割と非常にアバウトな感じがあるのと、全体の肥料から言うとまだまだ少な過ぎる。初年度とかいう場合ではなくて、迅速にやるべきところだと思うのですが、いかがでしょうか。

○大澤経営局長 同感です。ただ、一生懸命やっていることは間違いありませんけれども

ども、先ほどの肥料農薬についていえば、全農がメーカーから調達する価格が決まっただけだと思いますので、まさにここ1、2ヶ月くらいの間で各地域に行く値段が決まってくるのではないかなと思っています。その値段がちゃんと還元されているものになるかということも我々は関心を持っておりまして、そういうものもしっかりと指導してございます。

○藤田専門委員 全く配合メーカーの数が変わってきていない。このまま行くと抜本的改革はまずないと思っています。入札だけしていても変わらないと思います。そういう面はどうですか。

○大澤経営局長 今回の、昨年全体の「農業競争力強化プログラム」の考え方というのは、最終的にはその早期に肥料なり農薬については業界再編を進めていくのだと。ただそれは経済事業でありますので、強制的にはできないからいろいろなやり方をやっていく。全農については、農業者側とメーカー側をつなぐ存在として自己改革によって同じ方向を向いていただくというのが競争力強化プログラムの考え方だと思っております。そういう意味では我々の立場としても、実際に全農がやっていることが真に業界の再編につながるかどうかというのが評価のポイントだということは、常に伝えているところでございます。

○飯田座長 では、三森専門委員。

○三森専門委員 私たちの近くの果樹農家が多いところだと、とてもJAというものは身近でございます。この改革の中に、先ほどおっしゃられました対話と目標値というものがございます。その前におっしゃられた複雑な構造ということもあって、私たちは身近なJAというものと、全農、例えば全農やまなしというものと、JAは山梨県は一本化しておりませんので地域ごとのJA組織であります。対話と目標は、地域JA、県の全農も入れ、行政、農家も一緒に行っていただきたいと思っております。複雑な組織の構造は現場の農家は理解できないことが多く、もっと構造をわかりやすい組織に変えていただくことが望まれます。現場のJA職員はとても熱心に細やかに新規就農者の法人から独立する方の支援を行って頂いており感謝致します。現場の職員や今のJA組織の支援を評価し、構造の明確化と対話を持って現場の農協改革は進んでいくと申し上げたいと思っております。

○大澤経営局長 構造問題につきましては、一義的には団体がみずから決めていく問題だとは思っておりますけれども、我々としても念頭には置きながら、例えば農協との対話の中で本部の問題が出てくれば、それは全農の県本部ですから、全農に伝えたり、直接県本部に伝えたりという形でやっていくと。我々県別のヒアリングもやっておりますので、そういうことを使いながらやっていくということだと思っております。より委員の御指摘を踏まえて、きめ細かにやっていきたいと思っております。

それから、見えやすい構造というのはまさにそのとおりでございまして、農協の対話の中でも一番一つの柱として思っておりますのは、いろいろ目標をつくったり、その成果を出したりしても総代会の資料に載っているだけとか、そういうのでは農家の方々が、本当の意味で農協を自分たちの農協ということに思っただけでない面があるのではないかと。こういうことは非常にポイントの一つとしてやらせていただいているところでございます。

○飯田座長 では、吉田委員。

○吉田委員 途中から入ってきたので、もし御説明していらして重複するようでしたら大変申しわけないのですけれども、興味深いので2点伺わせていただきたいと思います。

農業を伸ばすということで、日本の農産物を輸出ということがあると思うのですけれども、こちらに書いてらっしゃる「農業競争力強化プログラム」、そこでいろいろな施策していらっしゃると思うのですけれども、農林水産省としてどういうリーダーシップをとっていらっしゃるのか具体的なお話を、特に私、お米のところに興味があって、現状は非常に薄利なビジネスですが、その中で総理もお米の輸出を4倍にすると言われていています。この辺の具体的なアイデアはいかがでしょうか。私はこのWGのメンバーに選ばれていますので、時々東北に行きまして、農家の方々とヒアリングをしたり、この半年くらい結構勉強してきたのです。それなりに私のアイデアもあって、皆様のリーダーシップといったもの、具体的なアイデアをちょっとお伺いしたいというのと、それから、人材のところでは女性、青年などを積極的に登用する。その場合、どういう魅力的でどのようなオポチュニティーがある新しいポジションを考えていらっしゃるのか、その2点お伺いしてもよろしいでしょうか。

○大澤経営局長 いずれも農協にとどまらない一般的な話だと思いますのが、輸出については1兆円の目標を掲げて、あらゆる措置をやっております。昨年、設立したのは一番目玉としては、「JFOOD0」というものがありまして、国全体を一貫とした輸出プロモーション体制をつくるということで、それをとりあえずJETROの中で立ち上げていますけれども、将来的には独立していこうということで、そこで一貫して、ロットが出てこない輸出はなかなかできないということで、あと国別戦略も統一的につくって、日本全国南北に広いですから、さまざまな品目を出すと、品ぞろえは全部が一つにまとまればできます。

ところが、お米でも今、国内ではどちらかというところと県別に戦ったりしているところがありますので、それを外国に同じものを持ち出すと、何県がこれだけ安くしたら、この県も安くすべきだという分断作戦に出られますので、国全体としてやっていく。それから、動植物検疫について、要するにいろいろな理由をつけて貿易の関税は下がっても、このものは入れられないと、虫がつくからとか、そういうものについて、一つ一つ障害を減らしていくということをやっております。この中で全農につきましては、全農も目標を立てまして、数的目標とともに主要なところにどういう事務所を置いていくのか、そういう目標をつくっているところでございます。

それから、変わったところというのもあるのですが、米につきましては、それこそ業者、地域別に、どれだけならできるかというのを積み上げながら目標をつくっていくのですけれども、特に少しでも加工すれば先ほど言った動植物検疫の障害は減りますので、パック御飯の形にして売っていくとか、クルーズ船でお配りをしてまず見てもらうとか、そういうことをやっているところでございます。

女性、青年につきましては、平均年齢が66歳という農業者の構造からいって、まず青年、

若い人に魅力を伝えなければいけない。女性の方にも貴重な労働力として働いていただきたい。かつては過半が女性農業者だったのですけれども、今4割まで落ちておりますので、地域の中で法人化がどんどん進んでまいりますと、ちょっとした時間でもいいからともかく働いてもらいたい。今、人手不足のところがございますので、今年の3月に私のところで農業の「働き方改革」検討会というのを立ち上げて、柔軟な働き方、職員の意識改革、女性でも男性でも少しでも作業を楽にしたり、勤務条件をフレキシブルにしたり、こういうことについていろいろなりコメントを出しているところがございます。そういうことをやりながらやっているところがございます。

○信夫大臣官房政策課長 お米に関しては、昨年の秋に齋藤農林水産大臣から、米輸出10万トンプロジェクトというものを発表させていただきまして、2019年までに普通の直接食べるお米だけではなくて、お酒として出すものもありますし、加工用として出すものもあるのですけれども、合計して10万トン目指してやっというプロジェクトを発表させていただいております。秋、9月くらいからだったものですから、もう29年産米ができていまして、29年産米をどれだけ出せるかというのは正直なかなか実績は積み上がらないとは思いますが、今、何をやっているかということ、実際にその10万トンという目標を掲げているだけではなくて、それぞれの国でどれだけの需要があって、かつ国で扱ってくれるディストリビューターはどういう方がいらっしゃるのかというのを具体的に調べて、それと国内の生産地をマッチングさせるという、そういう取組をやっております。

それから、これまで出していた日本のお米というのは、ものすごく品質が高いもので高く売れるというのがあったのですけれども、それだけだと恐らく量的な観点からかなり限界がありますので、ハイレベルなものだけではなくて、ちょっと下がったミドルレンジのものも出していけるような、そういう工夫をしていこうということできまざま取り組んでいるところがございます。

○吉田委員 ちょっとアイデアを御参考までに。私自身がヒアリングをしていく中で分かったのは、当然と言えば当然ですが、加工すると付加価値、少しそこにマージンが乗せられるわけです。俵で出すと俵、俵で、どうしてもその価格競争力がなくなってしまいます。欧米社会なんかですと、御飯をやっぱり御飯で食べるという文化がないわけです。日本みたいに、海苔をまいたり、お漬物で食べたりして、御飯を消費する習慣がない。海外では炒め物になってしまったり、サラダになってしまったり、そういう食べ方なのです。そうすると、日本のクオリティーの高い「コシヒカリ」とかあのよさが味わえないわけです。だから外国産のお米とコンペになってしまうのです。

一つ考えてみていただきたいのは、今の欧米社会を中心に、ものすごく火のついてきたトレンド「グルテンフリー」。この小麦粉の代替品として注目されている米、日本のお米だとパンになるのですけれども、外国産のお米だと臭くてならない。それに気がついている人たちがばらばらばらと出てきている、しかしみんなばらばらに活動をしている。たとえば日本の米粉でパンを焼く機械、これが結構なくて、こういったところに補助金があ

ればいいのですが、現状では大量生産がまだできないわけです。自分のところでたとえば新潟の農業者の方が自分たちのオーブンをちょっと改革して、手づくりで、1日限定せいぜい何十個くらいしか生産してない。だから輸出なんか未来の話です。

なぜこういうことを申し上げるかという、例えばこういうところに女性の視点が役立っている。加工品で何がつくれるのか。パンだけではないわけです。シフォンケーキだって物すごくおいしいものができるのです。大田議長もよく御存じなのですけれども、お菓子だってとってもおいしいものができる、実は天ぷらだって米粉で揚げるとカラっとなって味もよい。こうゆうところにフードイノベーションがあるわけじゃないですか。これぐらいのところまで、具体的な世界の市場のディマンドというのを具体化して言ってあげないと、これも無駄な時間になってしまうし、そこまでやはり地方の方々とか、農家に携わっているの方々とか、農協の方々とかアイデアを出していただきたい。それにここはやはり中央政府のリーダーシップだと思いますので、ぜひぜひ、私もいくつかアイデアありますので、お時間いただければ幾らでも。パスタもいいものできます。

○大澤経営局長 貴重なアイデアとして、また検討させていただければと思います。

○飯田座長 では、林委員。

○林委員 御説明ありがとうございました。着々と進んでいると思います。本当にありがとうございます。

2点、教えていただければと思います。

4ページのこの農業競争力強化プログラム、平成28年11月決定ですが、これについてのPDCAはどういう形で回していられるのか。例えば先ほど藤田専門委員から具体的に抜本的な改革ができていないのではないか、トラクター、肥料、農薬といった分野的に見たときの具体性においてどうなのかという御質問がありました。そういったベンチマークごとに進捗状況をウオッチしていきたいと思っています。また、規制改革では「生産者の所得増大」を目指しているわけですし、最後の生産者の手取りの段階でどのようにその成果が上がっていくのかを、どのようにウオッチしていくのか、という点を教えていただければと思います。

2点目も同様の質問なのですが、7ページの畜産経営安定法改正により、指定生産生乳生産者団体を經由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金を交付するようになる。これが平成30年4月施行ということでございますが、最初の補給金の交付はいつになるのか、結果はどういった形で追えるのかという点を教えていただければと思います。

○信夫大臣官房政策課長 農業競争力強化プログラムのPDCA、フォローアップをどうするかということでございますけれども、今、政府全体で農政を進めるエンジンといたしまして、官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」という、3人の閣僚を除くほかの閣僚は全て入った本部がございます。今年はまだいつ開催するか決定はしていませんけれども、大体春と秋にそれぞれやるということになっていまして、春の会ではプランに書かれていることを、その中でKPIに対してどれくらい到達度合いがあるかということをチェック

クしていくこととなります。今年もまだ日程は決まっておられませんけれども、いつ開かれてもいいように進捗度合いの作業はやっているということでございます。

また、私が言うのも何ですが、こういう場でも、いろいろな進捗度合いのヒアリングがあれば、その段階での御報告はできるかと思っております。

それから、生産者の手取りがどう上がっているのかということに関しましては、例年12月に、その前の年の農業総産出額及び農業所得、生産農業所得と統計上、呼んでおりますけれども、その公表をいたします。平成28年までの結果が出ておりまして、実は平成27、28と農業総産出額は約8,000億の伸び、9.2兆円までなっていました。これは17年ぶりぐらいの水準でございます。それから、生産農業所得に至っては9,000億円伸びておりまして、これは過去18年間で一番大きい数値となっております。これで3兆円を超えている数値でございます。もちろん、過去バブルの前後ぐらいが一番高く、例えばちょっと個人的なお話ですけども、私が入省したのが平成3年なのですが、そのときの生産農業所得は5兆円ほどございました。そこまではまだまだ到達してございませんけれども、そういった年末の統計できちんとチェックをして、あわせてただ単に数字を出すだけではなくて、どういうことが要因で上がったのか、下がったのかということまで含めて、分析をしているところでございます。

それから、酪農の加工原料乳生産者補給金でございますけれども、法律が今年の4月からですので、今年から払われる分が新しい制度のものとなっていると承知しております。

○林委員 すみません。1点目のほうなのですけれども、先ほどの所得は、売り上げということではなくて、収益の点で一人当たりどのくらい上がっている、増大しているのかという点のベンチマーク、数字は出ているのでしょうか。

○信夫大臣官房政策課長 所得目標ということでは、1件当たりということでは設定されてございません。

○林委員 生産資材などでコストがかかって、生産者の方の手元に残る金額が低いことを問題視していたのですけれども、おっしゃっている所得というのは手取りレベルの数字なのですか。

○信夫大臣官房政策課長 そうです。年末に公表いたしましたのはマクロの数字でありますけれども、まず農業総産出額が出て、これは当然コストも含めた額でございますので、売り上げでございますので、そこから中間コストを引いたところの生産農業所得が出てきて、それによって所得が伸びたか、下がったかがわかるということになります。マクロとしてはです。

○林委員 それから、2点目の30年4月施行の最初の補給金の交付結果がわかるのは、いつなのですか。

○大澤経営局長 すみません、今、担当がおりませんので、それについては後で事務局を通じてお知らせいたします(※)。

○飯田座長 では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 生産資材等の改革については、少しずつでも進捗されているということなので、これからももっとダイナミックに進展することを期待したいと思います。

その上で確認といたしますか、これまでの議論の中核をなしていたのは、例えば全農の組織あるいは農協の組織が農業者にとっての購買代行の機能を担っているということだったのですが、それはともすれば逆にメーカー側の販売代行。だから農業者側に実はポジションしていないのではないか。ある意味で利益相反ではないか。ある商品については自身が組織としてメーカーそのものになっているというケースです。ですから、この構造の中では農業者の所得が向上することはなく、自身の組織維持のために農業者からお金をいただくというモデルで、全体を連結経営だと見たときには信用事業に過度に依存している。だからこういうことを正していくというのが農協改革ではなかったかと思うのです。そういう意味ではポジションの確認といたしますか、先ほどのお話だと、過去にできたことを少しやってコストダウンしただけでは改革とは言えないので、そのあたりの視点で経営局長といたしますか、農水省はどうご覧になっているのかをお聞きしたいのが1つ。

それから、信用事業のところなのですけれども、いわゆる報酬体系を提示するということなのですが、提示をする側も、それを聞いて分析して、報酬体系が受け入れられるかどうかをジャッジするためには、双方の組織の原価計算ができていないといけないと思うのです。だから100兆円の預金を集めるに際して、都道府県ごとに差はあると仮にしても、都道府県には既存の民間の金融機関が存在するわけですから、例えば民間の金融機関が1兆円の預金を集めようと思ったときにかかるコストと人数というのは、金融庁と相談をなされればそれは数字として明らかに私は出ると思うのです。それがまずコスト構造です。農林中金側はそのしかるべきコストは当然払うべきである。残るのは利益のところ。この利益のところは先ほど局長も触れられたとおり、過去に金融商品として海外で運用したもののについては、利益については見えているものがあり、だけれども、ここ近年、マイナス金利になったこの数年に投資をしている、運用している金融商品のポートフォリオからは、農林中金は将来のリスクがわかっているはずで、そういうことも単協の皆様にはちゃんと説明をしないことには、将来のリスクに対しての見通しについて共有できないと、この話は帰結しないと思うのです。だからそのあたりはどうお考えなのかという、この2点をお聞かせください。

○大澤経営局長 まず第1点目ですけれども、まさにおっしゃるとおり全農の購買事業の見直しというのは単に入札を導入するとか、全農が買う価格を下げるとか、そういうことに尽きるわけではなくて、まず最終目標としては最初にお話したとおりメーカーの再編なのですが、全農の組織としてもっとスリムな体制にして、ともかくメーカー側には立たないんだという体制にするんだというのが一番の肝だと理解しております。

いろいろな議論はありましたが、最終的にまとまったプログラムに即して言えば、そこにも全農は農業者、農協の代理人として共同購入の機能を十分発揮するんだということが書かれた上で、そのある意味ではあかしとして全農は農業者、農協に対して価格と

諸経費を区別して請求するということが書いてあります。今日は説明を最初は省略させていただきましても、それについては私たちは一番重視していきまして、ここはちゃんとやるということを確認しております。各農協に私が請求書を見たわけではありませんけれども、請求書の様式は見て、それは明確に分かれるようになっておりますので、それを見れば全農がとった分というか、全農の諸経費というのがわかるわけです。ですからそれを各農協の方々が高いと見るのか、安いと見るのか、そこで議論が始まってくると思っています。それが一番鍵だと思っています。

体制についても昨年7月に全農としてはスリムな事業体制への移行イメージというものをを出していきまして、今ここのいろいろな改革を進めていけば、全体として2割ぐらいスリムな体制に資材事業としてなるんだという目標とは言っていないと思いますけれども、その見通しのもとで今それぞれの改革項目をやっていると理解していきまして、我々もそれは最重要項目としてディープウオッチしているところでございます。

信用事業については、個々の数字等についてはそれこそ農林中金と信連または農協との間の業務代理契約の内容ですので、実際にどういうものかなかなか数字として言うのは控えさせていただきますが、構造としてはまず毎年ごとにどういう収益構造になるのかということを示していると我々は理解していきまして、その結果、農協が信用事業においてどれくらいの収益を上げたか。場合によっては農協単位でいけば赤字になる可能性もあるとか、そういうところまで踏み込んで提示していると理解していきまして。

他方で、もちろん代理店ではどれだけお金を、代理店ですから人をそこで雇うとすれば、どれだけコストを払うのかということのももちろん踏まえた上でやっているということなのですけれども、それに応じて例えば農協の改革プログラムの中で人を他の事業に振り向けるということまで書いてございますが、農林中金としてはそこまでは、それは農協に考えていただくものと理解していきまして、それまで含めたコスト構造まではやっていませんけれども、少なくとも信用事業についてはどれだけのコストを農林中金として負担して、それを手数料水準として出すのか。それを年次別に奨励金という言い方での運用益の配分が年次別にどうなっていくのか。それぞれを示していくと理解していきまして。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、大田議長。

○大田議長 簡単に2つ。1つは2ページの単位農協の理事のところ、「その過半は認定農業者、農産物販売や経営のプロとする」。これは「31年4月以降の総会より適用で、今、措置済みが8割」となっています。措置済みの意味ですが、8割は31年度中には経営の理事の半分がこういうプロになると見ていいのかどうか。これは確認です。

それから、先ほど質問した准組合員ですが、調査の結果が31年5月ということですが、なるべく早く簡易集計の段階でもお示しいただけるようであれば、ぜひよろしくお願ひします。

それと、ここは一定のルールを導入するというのが目的なのですが、それにこの実態調

査をどう使うのでしょうか。

○大澤経営局長 准組合員問題についてはさまざまな難しい問題がございますので、まず今の段階で調査をどう使うか、何ら予断を持っておりません。申し訳ありませんけれども、そこは調査の進展を見ながら考えていくと思います。それから、なるべく早くお示しすることは当然でございます、そのとおりにやらせていただきたいと思います。

それから、現時点で8割というのは平成29年12月時点での農林水産省のヒアリングによって、そのときに各圏域から提出した資料によって作成しておりますので、その時点でのものだと理解しております。

○大田議長 その時点で過半は認定農業者、農産物販売のプロになっているところが8割あるということですか。

○大澤経営局長 そうです。

○大田議長 では、これから残り2割が埋まっていくということですね。

○飯田座長 ありがとうございます。着々と進行しているという印象を受けました。

政策課長からも言及がありましたように、自然相手とはいえ、この短期間でグロスの売り上げが10%増えたり、ネットの所得が40%増える産業というのは、正直ほかには存在していないと思います。その意味でまさにこれから農業が成長産業になるというか、既になってきている状況ですので、より一層の農業者の所得向上と成長産業化に尽力していただければと思います。

お時間まいりましたので、本日の会議はここで終了といたします。御参集いただき、ありがとうございます。

最後に事務局から何かございますか。

○佐脇参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局から御連絡いたします。

○飯田座長 それでは、これで会議を終了いたします。

(※)林委員の御質問については、後日農林水産省より以下の回答をいただいております。

○加工原料乳生産者補給金の事業者への支払いについては、概算払いか精算払いかを事業者が選べることとなっております、

①毎月の概算払いを事業者が希望する場合は、事業者への4月分の補給金支払いは早くて本年6月末

②四半期毎の概算払いを事業者が希望する場合には、本年7月末頃

③年1回の精算払いを希望する場合には、来年度の5月末頃となる予定。

(月ごとの概算払いは、加工原料乳生産者補給金を事業者に交付する(独)農畜産業振興機構理事長が認めた特別な場合に限る)